平成３０年（フ）第８３号
沖縄県那覇市安里１丁目２番10号　喜久里アパート302
債務者　島袋　　誠
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１８１号
神奈川県伊勢原市上粕屋383番地の１　ＣＩＴＹ21　405号
債務者　楠目めぐみ（旧姓広沢）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１８６号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本215番地の２
債務者　菅　　光治
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１９３号
神奈川県厚木市三田2121番地１
債務者　玉城　長研
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４８６号
名古屋市港区野跡３丁目５番７－508号（みなと荘）
債務者　千葉ヨシカズこと　ＴＩＢＡ　ＷＡＬＴＥＲ　ＹＯＳＨＩＫＡＺＵ
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３６号
松江市西尾町1115番地
債務者　田川　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
　　松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７７号
青森県むつ市小川町２丁目８番１号
債務者　小笠原たか子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
　　青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６２号
和歌山県橋本市東家905番地
債務者　山名　滋人
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第６３号
和歌山県橋本市東家905番地
債務者　山名　守江
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第７９３１号
神奈川県川崎市川崎区伊勢町５番４号―302
破産者　株式会社エフ・ワイ・ティー
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５１８号
東京都目黒区目黒１丁目23―６―104
破産者　岡　　友美
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３２８号
東京都豊島区池袋３丁目１番36号
破産者　ログ電子株式会社
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３７７号
群馬県前橋市公田町604―１　住宅型有料老人ホーム　伍、開始決定時の住所東京都北区王子３丁目16―11　コートあすかＡ―３号
破産者　橋本　紀雄
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３８６号
東京都町田市小山町4347―２―102
破産者　井上　澄人
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５２６号
埼玉県川口市差間２丁目31―16
破産者　仲村　幸恵
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７１号
東京都文京区本郷３丁目22番11号
破産者　有限会社ダブリュアンドエイ
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７２号
千葉県市川市中山４丁目25―17―105
破産者　渡邉　幸則
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７６号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目17番１号
破産者　株式会社ウィズアーツ
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　東京地方裁判所民事第20部